

# 消費者機構日本 ニュースレター

第109号



## 《本号の目次》

1. 第11回通常総会・記念企画 日程等ご案内
2. 10周年記念「ライフイベントを賢くこなす“契約”セミナー」  
第2回・第3回の報告
3. 第19回消費者志向経営セミナー開催報告
4. 「事例でわかる景品表示法ガイドブック」(H27年3月版)のご紹介
5. 全国の適格消費者団体(12団体)のホームページ公表状況

## 1. 第11回通常総会・記念企画 日程等ご案内

～消費者機構日本の第11回通常総会・記念企画を下記日程・会場で開催いたします～

記念企画としまして、当機構 青山会長に講演をお願いしております。東京都の消費者行政に携わってこられたご経験と、近年の非営利組織の活動を研究されてきたご見識をふまえ、消費者運動と消費者行政の歴史と課題についてお話しいただきます。

今回より、より多くの会員の皆様に参加いただけるよう、平日夜の開催とします。よろしくご予約くださいますようお願い申し上げます。

なお、議題等含めた正式なご案内は、あらためて5月中旬にお送りさせていただきます。

### 【第11回通常総会】

日時：6月16日(火) 18時00分～18時40分

会場：主婦会館プラザエフ 8階 スイセン

### 【記念企画】

日時：6月16日(火) 19時00分～20時30分

冒頭：主催者からの総会報告

講演：消費者運動・消費者行政の歴史と課題(仮題)

講師 消費者機構日本 会長 青山 侑

**略歴** 平成11年(1999)から15年(2003)まで東京都副知事(危機管理、防災、都市構造、財政等を担当)

昭和18年(1943)生まれ。

昭和42年(1967)東京都庁経済局に入る。

中央市場・目黒区・政策室・衛生局・都立短大・都市計画局・生活文化局等を経て、高齢福祉部長、計画部長、政策報道室理事等を歴任。

平成16年(2004)明治大学公共政策大学院教授就任。博士(政治学)。

[専門] 自治体政策・都市政策・危機管理・日本史人物伝

## 2. 10周年記念「ライフイベントを賢くこなす“契約”セミナー」第2回・第3回の報告

### ●第2回「高額契約の注意点！」2月7日（木）開催報告

消費者機構日本 10 周年記念事業として、3 回シリーズ（年代別）の第 2 回目のミニセミナーを実施しました。第 2 回目は「高額契約の注意点！」と題し、30 代以上で経験することが多いイベントに関する契約上の注意点をテーマとしました。

ミニセミナーの前半では、消費者機構日本の活動内容を紹介しながら適格消費者団体の役割、美容医療・結婚相手紹介・住宅建築請負・中古自動車売買に係る契約上の注意点、被害に遭った時の対応、新しい被害救済制度について紹介しました。

契約上の注意点は、①美容医療診療・エステティック契約では、手術や施術のキャンセル、健康被害・施術後異常に関する賠償に関する契約条項をよく確認するとともに、広告表示に注意すること、②結婚相手紹介サービス契約では、脱退と払込金の返金に関する内容と、提供されるサービスの内容を契約書でもよく確認すること、③住宅建築請負契約は、契約手付金の返還、着工前の解約料、住宅引渡しの遅延時の賠償等に関すること、④中古自動車売買契約では、中古車を購入、売却する際の契約解除と故障・不具合に関すること、についてそれぞれ契約書等の記載事項で不当な例を示し、注意点を解説しました。

後半は、落語立川流 立川平林（ひらりん）さんによる落語、演目「おばちゃんは涙を信じない」（デート商法）を上演しました。演目に入る前に小話がいくつか披露された後、本演目では、被害者の心理状態が細かく表現され、次第に深みにはまっていく様子が笑いを誘いながら紹介されました。最近のデート商法だけでなく、バブル時の絵画売りつけ商法などのエピソードも織り交ぜられ、落語としても面白く、会場では笑いが絶えませんでした。



セミナーの様子



落語立川流 立川平林さん

### ●第3回「大事な契約 ここに注意！」2月26日（木）開催報告

3 回シリーズ（年代別）の最終、第 3 回目は「大事な契約 ここに注意！」と題し、40 代以上で経験することが多いイベント（健康維持、終活、エンディングプラン）に関する契約上の注意点をテーマとしました。

ミニセミナーの前半では、2 回までと同様に消費者機構日本の活動内容を紹介しながら適格消費者団体の役割、スポーツクラブ・歯科自由診療・有料老人ホーム・冠婚葬祭サービス契約上の注意点、被害に遭った時の対応、新しい被害救済制度について紹介しました。

契約上の注意点は、①スポーツクラブ契約では、事故等の事業者責任に関する規定や事業者都合の休業の取扱いについて注意すること、②歯科自由診療契約では、中途解約時に違約金や前払いした治療費がどうなるかを確認すること、③有料老人ホーム契約については、高齢者の住まいには、近年、賃貸契約と生活支援サービスの組合せや住居と施設サービス契約との組合せなど様々な形態があること紹介し、その中の有料老人ホーム契約における注意事項として、入居申込金・入居一時金の返還や取扱い、事故等における事業者責任、事業者からの契約解除理由の内容

などをよく確認すること、④冠婚葬祭サービス契約では、冠婚葬祭互助会サービス契約と納骨堂使用契約を取り上げ、中途契約解除と前払費用の返金に関する事項についてよく確認する必要があること、についてそれぞれ契約書等の記載事項で不当な例を示し、注意点を解説しました。

後半は、出前寄席OB会のお二人による漫才、演目「怪奇！ドロドロ血液のナゾ！」（健康商法）を上演しました。街頭でのアンケート記入から始まる悪質健康商法の紹介やさまざまな悪質商法の紹介をしていただきました。漫才はリズムもよくて面白く、常に会場を沸かせていました。



セミナーの様子



出前寄席OB会による漫才

3回シリーズのミニセミナーでは、のべ104名の参加があり、回を追うごとに参加者が増え、最後の第3回では、会場を主婦会館プラザエフの3階コスモスから4階シャトレへ少し大きな会議室に変更して実施しました。契約形態では、有料老人ホームに関する契約に関心を持たれる方が最も多く、参加者アンケートでは、さらに詳細な内容のセミナー要望が多く出されていました。また、アンケート記入者による5段階評価の平均値も、トータル平均で4ポイント以上となり、高い評価をいただきました。

### 3. 第19回消費者志向経営セミナー開催報告

#### ～第19回消費者志向経営セミナーを開催しました～

1. 日時 2015年3月18日（水） 13時30分～17時00分
2. 会場 主婦会館プラザエフ 5階会議室
3. テーマ 「改正景品表示法への対応セミナー」

#### 開催趣旨

2014年12月1日から同年6月に[改正された景品表示法（不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律（平成26年法律第71号）](#)による改正）が施行されました。この法律は、製造業や小売りの別や業種を問わず適用される法律です。

今回は、あらためて景品表示法の考え方と現在までに消費者庁より出された措置命令事例について、どこが問題だったのかを消費者庁の調査官よりご紹介、解説いただくとともに、2014年12月1日に施行された改正景品表示法の概要、内閣府告示の[「事業者が講ずべき景品類の提供及び表示の管理上の措置についての指針」](#)のポイント、[今後施行される課徴金制度](#)の概要についてもお話をさせていただきました。

また、広告表示や商品の表示の点検体制、点検業務の内容、今後の対応等について、通信販売事業を展開している日本生活協同組合連合会で実際に点検業務に携わっている方から、お話をいただき、事業者として、どのような視点、体制で改正景品表示法の対応を行っていけばよい

かを検討する上で、参考としていただく趣旨として開催しました。

セミナーでは、景品表示法という消費者の意味や上記指針に関する活発な質疑がありました。セミナーの概要は、当機構のホームページをご覧ください。

[http://www.coj.gr.jp/seminar/topic\\_150330\\_01.html](http://www.coj.gr.jp/seminar/topic_150330_01.html)

#### 4. 「事例でわかる景品表示法ガイドブック」(H27 年 3 月版)のご紹介

##### ●事業者向けパンフレットのご紹介

##### 「事例でわかる景品表示法ガイドブック」(H27 年 3 月版)

消費者庁 (A 4 サイズ、本文 22 ページ)

景品表示法の内容をわかりやすくまとめた冊子で、新任の社員、職員向けの学習会などで利用できる冊子です。特に、不当表示といわれる優良誤認表示、有利誤認表示、その他の誤認表示が事例を通じて解説されています。また、景表法改正に伴い公示された「事業者が講ずべき景品類の提供及び表示の管理上の措置についての指針」のポイント説明、措置命令や課徴金制度の手続きの流れなども紹介されています。

90 部ほど在庫がありますので、冊子をご入用の方は必要部数と送付先を下記までご連絡ください。

Mail [namiki@coj.gr.jp](mailto:namiki@coj.gr.jp) TEL 03-5212-3066 並木まで



#### 5. 全国の適格消費者団体(12 団体)のホームページ公表情報(1 月 27 日～3 月 31 日分)

○消費者機構日本を含む全国の適格消費者団体 (12 団体) のホームページの公表情報です。各団体の差止請求訴訟、事業者等への申入れや要請等の活動、行政への意見表明活動を中心に紹介します。詳細はリンク先にアクセスのうえご確認ください。

適格消費者団体名	公表情報(1月27日～3月31日)
<b>《消費者支援ネット北海道》</b> <a href="http://www.e-hocnet.info/index.php">http://www.e-hocnet.info/index.php</a>	<b>■2月2日:</b> (株)北日本システムとの現段階までの申入れ経過について公開します。 <a href="http://www.e-hocnet.info/detail.php?ct=mi&amp;no=308">http://www.e-hocnet.info/detail.php?ct=mi&amp;no=308</a>
<b>《埼玉消費者被害をなくす会》</b> <a href="http://saitama-higainakusukai.or.jp/">http://saitama-higainakusukai.or.jp/</a>	<b>■2月16日:</b> 「消費者安全法の改正に伴う関係内閣府令(案)及びガイドライン(案)に関する意見」を提出しました。 <a href="http://saitama-higainakusukai.or.jp/topics/150216_01.html">http://saitama-higainakusukai.or.jp/topics/150216_01.html</a> <b>■2月26日付:</b> 商品先物取引法の不招請加入禁止を緩和する省令改正の撤回を求める意見書を提出しました。 <a href="http://saitama-higainakusukai.or.jp/topics/pdf/150326_01_01.pdf">http://saitama-higainakusukai.or.jp/topics/pdf/150326_01_01.pdf</a> <b>■3月30日:</b> クーポンサイト事業者に対する申入れ活動を終了しました。 <a href="http://saitama-higainakusukai.or.jp/topics/150330_01.html">http://saitama-higainakusukai.or.jp/topics/150330_01.html</a>

<p>《消費者機構日本》 <a href="http://www.coj.gr.jp/">http://www.coj.gr.jp/</a></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 1 月 29 日：旭化成ホームズ株式会社（建築請負事業者）の工事請負契約約款の是正協議を終了しました。 <a href="http://www.coj.gr.jp/zesei/topic_141127_01.html">http://www.coj.gr.jp/zesei/topic_141127_01.html</a></li> <li>■ 1 月 30 日：産業構造審議会商務流通情報分科会割賦販売小委員会の「中間的な論点整理」に対して意見書を提出しました。 <a href="http://www.coj.gr.jp/iken/topic_150128_01.html">http://www.coj.gr.jp/iken/topic_150128_01.html</a></li> <li>■ 3 月 2 日：消費者基本計画（素案）への意見を提出しました。 <a href="http://www.coj.gr.jp/iken/topic_150302_01.html">http://www.coj.gr.jp/iken/topic_150302_01.html</a></li> </ul>
<p>《全国消費生活相談員協会》 <a href="http://www.zenso.or.jp/index.html">http://www.zenso.or.jp/index.html</a></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 2 月 13 日付：本協会では、消費者庁に対し、「消費者安全法改正に伴う関係内閣府令案及びガイドライン案の意見」を提出しました。 <a href="http://www.zenso.or.jp/filesH27/0220anzenhoukaisei.pdf">http://www.zenso.or.jp/filesH27/0220anzenhoukaisei.pdf</a></li> <li>■ 2 月 18 日付：本協会では、独立行政法人国民生活センターに対し、消費生活専門相談員制度が継続されることを要望しました。 <a href="http://www.zenso.or.jp/filesH27/0220youbousho.pdf">http://www.zenso.or.jp/filesH27/0220youbousho.pdf</a></li> <li>■ 2 月 19 日付：本協会では、消費者庁に対し、「消費者基本計画について意見」を提出しました。 <a href="http://www.zenso.or.jp/filesH27/0220kihonkeikaku.pdf">http://www.zenso.or.jp/filesH27/0220kihonkeikaku.pdf</a></li> </ul>
<p>《消費者被害防止ネットワーク東海》 <a href="http://cnt.or.jp/">http://cnt.or.jp/</a></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 2 月 6 日付：学校法人モード学園から回答書が届きました。 <a href="http://cnt.or.jp/information/1322.html">http://cnt.or.jp/information/1322.html</a></li> <li>■ 2 月 10 日付：(株)ブライド・トゥー・ビーに対して、差止請求書を送付しました。 <a href="http://cnt.or.jp/information/1311.html">http://cnt.or.jp/information/1311.html</a></li> <li>■ 2 月 12 日付：(株)シッククリエーションに対して、回答書に対する回答書を送付しました。 <a href="http://cnt.or.jp/information/1214.html">http://cnt.or.jp/information/1214.html</a></li> <li>■ 2 月 12 日付：(株)NTTドコモに対して問合せ書を送付しました。 <a href="http://cnt.or.jp/information/1352.html">http://cnt.or.jp/information/1352.html</a></li> <li>■ 2 月 13 日付：(株)ブライド・トゥー・ビーから回答書が届きました。 <a href="http://cnt.or.jp/information/1311.html">http://cnt.or.jp/information/1311.html</a></li> <li>■ 2 月 25 日付：(株)シッククリエーションから回答書が届きました。 <a href="http://cnt.or.jp/information/1214.html">http://cnt.or.jp/information/1214.html</a></li> <li>■ 2 月 25 日付：(株)NTTドコモから回答書が届きました。 <a href="http://cnt.or.jp/information/1352.html">http://cnt.or.jp/information/1352.html</a></li> <li>■ 2 月 26 日付：ミサワホーム(株)から回答書が届きました。 <a href="http://cnt.or.jp/information/1359.html">http://cnt.or.jp/information/1359.html</a></li> <li>■ 3 月 11 日付：ホノルルマラソン日本事務局から回答書が届きました。 <a href="http://cnt.or.jp/information/1373.html">http://cnt.or.jp/information/1373.html</a></li> <li>■ 3 月 13 日：(株)ブライド・トゥー・ビーから回答書が届きました。 <a href="http://cnt.or.jp/information/1382.html">http://cnt.or.jp/information/1382.html</a></li> <li>■ 3 月 21 日：ミサワホーム(株)から新約款が届きました。 <a href="http://cnt.or.jp/information/1388.html">http://cnt.or.jp/information/1388.html</a></li> </ul>

<p><b>《京都消費者契約ネットワーク》</b>  <a href="http://kccn.jp/index.html">http://kccn.jp/index.html</a></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 2月13日株式会社ベストフライダルに対する差止請求訴訟において上告受理申し立てが不受理となり、大阪高裁判決が確定しました。  <a href="http://kccn.jp/moussiire-kekonsiki.html">http://kccn.jp/moussiire-kekonsiki.html</a></li> <li>■ 2月13日消費者安全法の改正に伴う関係内閣府令(案)及びガイドライン(案)に関する意見書を提出</li> <li>■ 3月13日「商品先物取引法施行規則」の一部を改正する省令に関する意見書を提出  <a href="http://kccn.jp/ikenshoyoubou1.html">http://kccn.jp/ikenshoyoubou1.html</a></li> </ul>
<p><b>《消費者支援機構関西》</b>  <a href="http://www.kc-s.or.jp/">http://www.kc-s.or.jp/</a></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 1月28日：冠婚葬祭互助会運営会社「株式会社新大阪互助会」の互助会契約における解約払戻金に関する問題の検討及び意見交換の結果の公表  <a href="http://www.kc-s.or.jp/detail.php?n_id=10000483">http://www.kc-s.or.jp/detail.php?n_id=10000483</a></li> <li>■ 1月30日：美術通信教育講座を運営する(株)講談社フェーマススクールの契約書の条項について差止請求訴訟を行っていましたが、同社が講座の販売を中止すると連絡してきたため、訴えを取り下げました。  <a href="http://www.kc-s.or.jp/detail.php?n_id=10000495">http://www.kc-s.or.jp/detail.php?n_id=10000495</a></li> <li>■ 1月30日：英会話教室を運営する「株式会社日米英語学院」の継続的役務提供契約における中途解約清算規定等に関する検討及び意見交換の結果の公表。  <a href="http://www.kc-s.or.jp/detail.php?n_id=10000482">http://www.kc-s.or.jp/detail.php?n_id=10000482</a></li> <li>■ 2月19日：消費者庁の次期「消費者基本計画」の見直しに対するパブリックコメントについて意見を提出しました。  <a href="http://www.kc-s.or.jp/detail.php?n_id=10000498">http://www.kc-s.or.jp/detail.php?n_id=10000498</a></li> <li>■ 2月25日：「商品先物取引法施行規則の一部を改正する省令」の施行前の廃止を求める声明を関係機関に送付しました。  <a href="http://www.kc-s.or.jp/detail.php?n_id=10000499">http://www.kc-s.or.jp/detail.php?n_id=10000499</a></li> <li>■ 2月26日：結婚相手紹介サービスを運営する(株)AIZENに対して、再申入書兼再々お問い合わせを送付しました。  <a href="http://www.kc-s.or.jp/detail.php?n_id=10000501">http://www.kc-s.or.jp/detail.php?n_id=10000501</a></li> <li>■ 3月13日：後見や破産等を理由とする契約解除は消費者契約法により無効 賃貸住宅事業者(株)明来に差止め命じた大阪高裁判決が確定。  <a href="http://www.kc-s.or.jp/detail.php?n_id=10000502">http://www.kc-s.or.jp/detail.php?n_id=10000502</a></li> <li>■ 3月16日：貸衣装会社(株)レンタルブティックひろに対して、消費者契約法に基づく解約金条項の使用差止め請求訴訟は、裁判上の和解が成立しました。  <a href="http://www.kc-s.or.jp/detail.php?n_id=10000505">http://www.kc-s.or.jp/detail.php?n_id=10000505</a></li> <li>■ 3月20日：特定適格消費者団体の認定・監督に関する指針等検討会の報告書案について、全適格消費者団体連名の意見書を提出しました。  <a href="http://www.kc-s.or.jp/detail.php?n_id=10000506">http://www.kc-s.or.jp/detail.php?n_id=10000506</a></li> <li>■ 3月25日：TSUTAYAフランチャイズチェーンレンタル利用規約等におけるレンタル商品破損時の補償に関する条項等についての検討及び意見交換結果の公表。  <a href="http://www.kc-s.or.jp/detail.php?n_id=10000504">http://www.kc-s.or.jp/detail.php?n_id=10000504</a></li> <li>■ 3月30日：プロバイダサービス「MOU」を運営する(株)DEXに対して「申入れ 兼要請 兼再お問い合わせ」を送付しました。  <a href="http://www.kc-s.or.jp/detail.php?n_id=10000507">http://www.kc-s.or.jp/detail.php?n_id=10000507</a></li> </ul>
<p><b>《ひょうご消費者ネット》</b>  <a href="http://hyogo-c-net.com/">http://hyogo-c-net.com/</a></p>	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>
<p><b>《消費者ネット広島》</b>  <a href="http://www.shohinet-h.or.jp/">http://www.shohinet-h.or.jp/</a></p>	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>

<p>《消費者支援機構福岡》 <a href="http://www.cso-fukuoka.net/">http://www.cso-fukuoka.net/</a></p>	<p>■2月16日：「産業構造審議会商務流通情報分科会割賦販売小委員会中間的な論点整理」に対する意見書 <a href="http://www.cso-fukuoka.net/news/teigen/454">http://www.cso-fukuoka.net/news/teigen/454</a></p> <p>■2月16日：消費者安全法の改正に伴う関係内閣府令(案)及びガイドライン(案)に関する意見書 <a href="http://www.cso-fukuoka.net/news/teigen/460">http://www.cso-fukuoka.net/news/teigen/460</a></p>
<p>《大分県消費者問題ネットワーク》 <a href="http://oita-shohisyanet.jp/">http://oita-shohisyanet.jp/</a></p>	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>
<p>《消費者支援ネットくまもと》 <a href="http://www.net-kuma.com/">http://www.net-kuma.com/</a></p>	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>



適格消費者団体 消費者機構日本  
特定非営利活動法人

発行人：芳賀唯史 編集責任者：磯辺浩一

〒102-0085 東京都千代田区六番町 15 プラザエフ 6 階  
TEL:03-5212-3066 FAX:03-5216-6077